

令和5年度第2回宮城県私立学校審議会 議事録

1 日 時：令和6年2月15日(木)10時00分から

2 会 場：県行政庁舎11階 1109会議室

3 出席者：加藤雄彦(会長)、俣野聖一、五十嵐征彦、千葉剛、三塚薫、小川せつ子、
根來興宣、菅原一博、鈴木一樹、後藤武俊、佐藤哲也、後藤篤、菅原通悦
欠席者：上村ちはる

4 議 題

(1)調査審議事項

- イ 幼稚園の収容定員に係る学則変更について(こどもの国幼稚園)
- ロ 幼稚園の廃止について(葦の芽星谷幼稚園)
- ハ 幼稚園の廃止について(利府聖光幼稚園)
- ニ 幼稚園の廃止について(将監幼稚園)
- ホ 広域通信制課程学則変更(仙台育英学園高等学校)
- ヘ 広域通信制課程学則変更(飛鳥未来きずな高等学校)
- ト 専修学校の廃止について(塩釜洋和裁専門学校)
- チ 学校法人の解散について(学校法人田中学園)
- リ 学校法人の寄附行為の認可について((仮称)学校法人MSインターナショナルスクール)
- ヌ 各種学校の設置について((仮称)MSインターナショナルスクール)
- ル 各種学校の廃止について(気仙沼市医師会附属高等看護学校)

(2)その他

- イ 東陵高等学校通信制課程の設置について
- ロ 私立高等学校通信制課程の設置認可等に関する審査基準の改正について

5 議事の経過

事務局から、本日の会議の出席者が定足数を満たしたので、会議が有効に成立している旨の報告があった。

加藤会長が、審議会運営規程第3条第1項の規定により議長となった。

議長は議事録署名人として、千葉剛委員と後藤篤委員を指名した。

イ 幼稚園の収容定員に係る学則変更について(こどもの国幼稚園)

(加藤議長)

イのこどもの国幼稚園の収容定員に係る学則変更について、菅原一博委員が利害関係人となっております。私立学校法第35条の規定により、利害関係人である委員はその議決に加わることはできませんので、本件については離席となります。

(菅原(一)委員離席)

(加藤議長)

それでは、イのこどもの国幼稚園の収容定員に係る学則変更について、事務局から説明願います。

(事務局)

資料に基づき説明。

(加藤議長)

ありがとうございます。委員の皆様から御意見等はございますか。

無ければ、こどもの国幼稚園の収容定員に係る学則変更について、認可が適当である旨を答申することよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

(加藤議長)

それでは、本件につきましては、認可が適当である旨を答申いたします。

ロ 幼稚園の廃止について(葦の芽星谷幼稚園)

(加藤議長)

続きまして、ロの葦の芽星谷幼稚園の廃止について、事務局から説明願います。

(事務局)

資料に基づき説明。

(加藤議長)

ありがとうございます。委員の皆様から御意見等はございますか。

無ければ、葦の芽星谷幼稚園の廃止について、認可が適当である旨を答申することによりよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

(加藤議長)

それでは、本件につきましては、認可が適当である旨を答申いたします。

ハ 幼稚園の廃止について(利府聖光幼稚園)

(加藤議長)

続きまして、ハの利府聖光幼稚園の廃止について、事務局から説明願います。

(事務局)

資料に基づき説明。

(加藤議長)

ありがとうございます。委員の皆様から御意見等はございますか。

無ければ、利府聖光幼稚園の廃止について、認可が適当である旨を答申することによりよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

(加藤議長)

それでは、本件につきましては、認可が適当である旨を答申いたします。

ニ 幼稚園の廃止について(将監幼稚園)

(加藤議長)

続きまして、将監幼稚園の廃止について、事務局から説明願います。

(事務局)

資料に基づき説明。

(加藤議長)

ありがとうございます。

私が聞いて申し訳ないのですが、園児の処置について、四歳児は他の園に転園するとありますが、差し支えなければ詳細を教えてくださいませんか。

(事務局)

転園先は確認しておりませんが、ご理解をいただいた上で転園されると聞いています。

(加藤議長)

廃止されても関係者から特段のお話をもらうことはないということですか。

(事務局)

事務局としては問題ないという認識です。

(加藤議長)

他に委員の皆様から御意見等はございますか。

無ければ、利府聖光幼稚園の廃止について、認可が適当である旨を答申することによろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

(加藤議長)

それでは、本件につきましては、認可が適当である旨を答申いたします。

ホ 広域通信制課程学則変更(仙台育英学園高等学校)

(加藤議長)

続きまして、ホの仙台育英学園高等学校の広域通信制課程の学則変更について、本件は私が利害関係人となりますので、離席させていただきます。

その間の議事進行につきましては、菅原一博委員にお願いいたしますので、よろしくをお願いします。

(加藤議長離席)

(菅原(一)委員)

議長から御指名をいただきましたので、本件につきましては、私が議事進行を行わせていただきます。ホの仙台育英学園高等学校の広域通信制課程の学則変更について、事務局から説明願います。

(事務局)

資料に基づき説明。

(菅原(一)委員)

ありがとうございます。委員の皆様から御意見等はございますか。

無ければ、仙台育英学園高等学校の広域通信制課程学則変更について、認可が適当である旨を答申することによろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

(菅原(一)委員)

それでは、本件につきましては、認可が適当である旨を答申いたします。

(加藤議長着席)

へ 広域通信制課程学則変更(飛鳥未来きずな高等学校)

(加藤議長)

続きまして、飛鳥未来きずな高等学校の広域通信制課程の学生変更について、事務局から説明願います。

(事務局)

資料に基づき説明。

(加藤議長)

ありがとうございます。委員の皆様から御意見等はございますか。

(後藤(武)委員)

二点あります。まず、44ページの学則変更要項の表現ですけれども、変更理由の(2)第9条の面接等の指導について、名称及び住所「が」とありますけれども、名称及び住所「の」だと思います。

もう1点は、56ページを拝見いたしますと、令和6年度以降の授業料が、1単位あたり2,000円上がるようですけれども、理由をお伺いしたいと思います。

(事務局)

1点目については、確認の上、対応いたします。

2点目の授業料については、昨年度の審議会でお諮りさせていただいておりましたので、今回の議事には含めておりません。

(後藤(武)委員)

分かりました。

(加藤議長)

他に委員の皆様から御意見等はございますか。

無ければ、飛鳥未来きずな高等学校の広域通信制課程の学則変更について、認可が適当である旨を答申することによろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

(加藤議長)

それでは、本件につきましては、認可が適当である旨を答申いたします。

ト 専修学校の廃止について(塩釜洋和裁専門学校)

チ 学校法人の解散について(学校法人田中学園)

(加藤議長)

続きまして、トの塩釜洋和裁専門学校の廃止及びチの学校法人田中学園の廃止について、関連する議題でございますので、一括して審議を行いたいと思っておりますがよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

(加藤議長)

それでは、事務局から説明願います。

(事務局)

資料に基づき説明。

(加藤議長)

負債は解消予定ということです。また、当該専門学校について、校長を除く職員及び生徒はいないということです。

本件につきましては、御意見を伺うというよりは、このような状況ですということで、御了承いただけますでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

(加藤議長)

それでは、本件につきましては、認可が適当である旨を答申いたします。

リ 学校法人の寄附行為の認可について((仮称)学校法人MSインターナショナルスクール)
ヌ 各種学校の設置について((仮称)MSインターナショナルスクール)

(加藤議長)

続きまして、リの仮称MSインターナショナルスクールの学校法人の寄附行為の認可及びルの仮称MSインターナショナルスクール各種学校の設置について、関連する議題でございますので、一括して審議を行いたいと思いますがよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

(加藤議長)

それでは、事務局から説明願います。

(事務局)

資料に基づき説明。

(加藤議長)

確認ですけれども、109ページと110ページにある図面の表題が、令和6年4月開校「時時」平面図となっております。

(事務局)

修正いたします。

(加藤議長)

令和7年度に改正私立学校法が施行されるので、認可後に速やかな対応が必要となります。

現時点の役員構成で理事と評議員が重複していますが、どのように対応されるつもりなのか、見直しを含めて教えていただければと思います。

(事務局)

その点は既に指導しておりますので、対応が必要なことを理解した上での申請となっております。

(加藤議長)

他に委員の皆様から御意見等はございますか。

(後藤(武)委員)

4学級を設置する計画に対して、教室は2室しかありませんが、生徒を午前と午後に分けるので問題ないという話でした。生徒は問題ないと思いますが、教員の労働時間と言いますか、午前と午後でどれぐらいの時間割になっているか分からないので、働きすぎにならないのか確認したいのですが、いかがでしょうか。

(事務局)

他の日本語学校でも午前と午後で生徒を入れ替えて授業を行うことはありますが、その教員が働きすぎなのかどうかということは、労働基準法等で別途対応いただくことになります。

生徒が増えた場合は、教員を追加で雇用する等の対応は考えていると思いますので、いただいた御意見は法人にお伝えしたいと思います。

(加藤議長)

素朴な疑問ですけれども、留学生の入学目途は立っているのでしょうか。

(事務局)

法人に確認したところ、20人が入国管理局で手続き済みという話です。

個人の事情もありますので、20人全員が入学できるかは分かりませんが、7割から8割程度は入学できるだろうと聞いています。

(加藤議長)

ありがとうございます。これは仙台入国管理局の所管になりますが、例えば、100人申請して100人申請が通ることは私の経験上ありません。

様々な理由で入国が認められないケースはありますので、20人全員が入学するとは考えない方が良くと思っています。ちなみに、国別まではわかりませんよね。

(事務局)

ネパールと聞いています。

(加藤議長)

ありがとうございます。

(菅原(通)委員)

現地調査から相当時間が経ちまして、大分リフォームが進んだという感触です。

その上で、部会でも話題になりましたけれども、耐震関係についてどのような手当をされたのかお伺いします。

2点目は、新築される校舎は木造なのかということと、建物の奥の方を更地にして、そこに新築するという理解でいいのかお伺いします。

(事務局)

1点目につきましては、古い建物で授業を行うことはない聞いています。その上で、あまりにも建物が古くて耐震診断ができないため、可能な限り補強は行うものの、将来的には古い建物もリフォーム予定です。

なぜ、このような形になっているのかと言いますと、日本語教育機関の告示を受けるため、この古い建物を使用する内容で法務省へ申請しています。古い建物を使用しないと齟齬が出てしまうので、工事が2段階になっております。

2点目については、新しい建物は古い建物の一部を解体して、その奥の方に木造建物を作るという計画です。

(加藤議長)

ありがとうございます。もし、最終形の配置図があればお示しいただければと思います。

新校舎については、現行の建築基準法に基づいた建物ということになりますから、問題ないと思うのですけれども。

(事務局)

111ページの平面図が、完成後の配置図になります。

右側のピンク色の建物が、令和6年の4月中に完成する建物です。左側の緑色の建物が、令和6年度中に既存建物を解体して新築する建物となっています。

(加藤議長)

111ページの図面だと2棟の建物がL字形で並びますが、建物の間が1.82mだと思います。

隣棟間延焼線として、いわゆる延焼を防ぐための距離ですけど、1.82mで大丈夫ですか。

(事務局)

緑色の建物は計画段階ですので、関係法令をクリアできるのかどうかという御意見をいただいたことは法人に伝えます。場合によっては、建物の計画が若干変わる可能性はあると思います。

(加藤議長)

多分、建物は立てられるのですが、1.82m では延焼範囲であるということで、建築許可が下りないのではないかと思います。

他にいかがでございましょうか。

(千葉委員)

1つ目は、117ページで日本語教育機関を卒業した後、日本語能力検定でN1からN2を習得し大学等に進学となっています。N1からN2というのを中級から上級と捉えると、中にはついてこれられない方もいると思いますので、教室が2教室で教員数も限られた中で、学力差が生じた時に指導できる体制なのかどうか。

2つ目は、98ページにある授業料が5万円とかなり高額です。2年、1年半で日本語能力を身につけられなかった時にどうなるのか懸念されるのですけれども、教えていただければと思います。

(事務局)

法人からは、N1からN2の取得を前提に入学を認めると聞いています。ただし、ついていけない方について、どのようにフォローするのかまでは聞いておりません。

御意見があったことを法人に伝えて、追加で確認していきたいと思います。

(加藤議長)

ありがとうございます。私の知る限りだと、日本語能力検定でN1、N2レベルであれば、4年制大学に進学できます。N3だと大学付属の日本語養成学科と言いますか、コースでもう1年学ぶことを求める場合があります。N4では大学への進学は厳しいと認識しています。

設置目的には大学へ進学させると謳ってはおりませんので、基本的に就職すると思いますし、技能実習は最大5年間なので問題ないと理解しております。

他に委員の皆様から御意見等はございますか。

無ければ、ルの仮称MSインターナショナルスクールの学校法人の寄付行為の認可及びルの仮称MSインターナショナルスクール各種学校の設置について、認可が適当である旨を答申することによろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

(加藤議長)

それでは、本件につきましては、認可が適当である旨を答申いたします。

ル 各種学校の廃止について(気仙沼市医師会附属高等看護学校)

(加藤議長)

続きまして、ルの気仙沼市医師会附属高等看護学校の廃止について、事務局から説明願います。

(事務局)

資料に基づき説明。

(加藤議長)

ありがとうございます。委員の皆様から御意見等はございますか。

無ければ、ルの気仙沼市医師会附属高等看護学校の廃止について、認可が適当である旨を答申することによろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

(加藤議長)

それでは、本件につきましては、認可が適当である旨を答申いたします。

(2) その他

イ 東陵高等学校通信制課程の設置について

(加藤議長)

続きまして、(2)その他のイ東陵高等学校通信制課程の設置について、事務局から説明願います。

(事務局)

資料に基づき説明。

(加藤議長)

本件は報告事項ですので、お気づきの点がありましたら、個別に事務局へお問い合わせをいただくと
いうことでよろしく申し上げます。

ロ 私立高等学校通信制課程の設置認可等に関する審査基準の改正について

(加藤議長)

続きまして、ロの私立高等学校通信制課程の設置認可等に関する審査基準の改正について、事務局か
ら説明願います。

(事務局)

資料に基づき説明。

(加藤議長)

本件については、既に通信制課程を設置している学校法人への周知をよろしく申し上げます。

私の個人的な意見として、教育区域が3県以上の場合は大臣所轄法人となりますが、設置認可が都道
府県の所管となっているのは、改正私立学校法の趣旨、特に大臣所轄法人と言っていることとズレがあ
ると思っております。

(事務局)

国の研修のなかでも、都道府県では他県にキャンパスがあっても調査に行けない。校舎が変わっても
なかなか見に行ける状況ではないという現状があるという話はお出しておりました。

国も課題として認識しているものの、改善が進むのかは不明というのが現状です。

(加藤議長)

ありがとうございます。他に委員の皆様から御意見等はございますか。

(佐藤委員)

第10条第4項について、「実施校において編制する教育課程の実施に当たり」とありますが、ここ
でいう編制の「制」は成功失敗の「成」だと思しますので、精査いただければと思います。

(事務局)

確認の上、対応いたします。

(加藤議長)

他に委員の皆様から御意見等はございませんか。

無ければ、以上を持ちまして議事を終了いたします。円滑な議事運営に御協力いただき、ありがとう
ございました。

(事務局)

ありがとうございました。

最後にその他でございますけれども、何か委員の皆様からございますか。無ければ、以上をもちまし
て本日の審議会を終了いたします。ありがとうございました。

以上

上記の議事を証するため、ここに議事録を作成する。

議事録署名人

令和 年 月 日

氏名

印

令和 年 月 日

氏名

印